

総論 1 法形式の階層構造

1. 法形式と法令番号

電気通信事業法が引用されるとき表題の後ろに括弧書で「昭和 59 年法律第 86 号」と書かれていることがある。これを「法令番号」という。法令の中には表題が同じものも存在するので、必要に応じて法令番号を付記することによって区別をつける。一例を挙げれば、著作権法という法律は 1899 年に成立したものが長らく使われたが、1960 年に全部改正され、同じ表題の著作権法という法律に置き換えられた。そこで古い方の著作権法は「著作権法（明治 32 年法律第 39 号）」と呼び、現行の著作権法は「著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）」と呼び分けるのである。法令番号のうち「第何号」という部分は同じ年の同種の法令のうちで成立した順に付けられる。ここで「同種の法令」とは、「法律」とか「政令」とか「総務省令」といった法令の種類であり、これらの名称が指し示す概念は「法形式」と呼ばれる。法令番号は制定当時の法形式に従って付けられるので、例えば今でも効力のある爆発物取締罰則（明治 17 年太政官布告第 32 号）の法形式は「太政官布告」である。これがなぜ今でも効力があるのかと言えば、明治憲法の第 76 条第 1 項に「法律規則命令又ハ何等ノ名称ヲ用ヰタルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ総テ遵由ノ効力ヲ有ス」という条文があったので、爆発物取締罰則は明治憲法下の法律としての効力を持つことになり、以後その改正は帝国議会において法律を改正する手続によった。日本国憲法も第 98 条第 1 項で「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」と定めたので、その裏返しで日本国憲法に反しない法律はみんな新憲法下の法律として効力を認められることになった。従って、当時既に明治憲法下の法律と位置付けられていた爆発物取締罰則は新憲法下でも法律として扱われ、その改正は国会の法律改正の手続による。一例を挙げれば、放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平 19 法律 38 号）を制定する時に併せて爆発物取締罰則の改正も法律の改正として国会で行われている。このような場合、「爆発物取締罰則の法形式は太政官布告だが現在は法律としての効力を持つ」というような言い方をする。

たくさん種類のある法形式の中で、電気通信事業法に関係が深いのは、法律と政令と総務省令と告示¹である。総務省のホームページの「所管法令一覧」のうち「電気通信事業」の

¹ 告示は単なる「お知らせ」であって法令に含まれないとする立場もあるが、行政手続法はその定義規定[行政手続法 2<1>]で告示も法令に含めている。